

2023（令和5）年8月7日

〒141-0022

東京都品川区東五反田 1-2-33-7F

株式会社 LinkLife

代表取締役 織田 晃宏 殿

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5

TEL 048-844-8972/FAX 048-829-7444

理事長 池本 誠司



## 申入書

貴社が運営する「BroadWiMAX2+／+5Gサービス」の契約約款（令和5年7月18日版）（以下、「本件約款」といいます。）について、当会からの令和5年6月12日付けお問合せに対し、貴社より同年6月27日付けにてご回答をいただきました。

貴社における今後の新規契約対象プランを確認できました。ありがとうございました。

なお、市場の状況をふまえ、今後更に新しいプランをリリースする可能性があるとのことですが、その場合においても、高額な契約解除料を設定することのないよう申し添えます。

さて、今回は、下記に指摘する本件約款の条項につき、貴社に対し、下記のとおり申入れをします。

つきましては、本申入書に対する回答を令和5年8月28日までに書面にて当会まで送付いただくようお願い致します。なお、本申入書及び貴社からの回答の有無・内容等は、消費者契約法第27条に基づき、当会において公表する旨を念のため申し添えます。

## 記

### 申入れ事項

本件約款第55条について

- 1 本件約款第55条は、契約者が料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払うことを規定しています。

2 この点、当会より、令和4年8月3日付け書面にて、契約者が料金の支払いを不法に免れた場合に、その免れた額他に、その免れた額の2倍に相当する額を支払うこととしている理由・根拠を問い合わせたところ、貴社は、同年9月5日付け回答書にて、「料金が未払いである契約者に対しては、その督促行為に対して、通常よりも多くの経費が発生しているためです。」とご回答されております。

3 しかしながら、本件約款55条は、消費者が各月の利用料金を支払期日までに支払わなかった場合における損害賠償額の予定または違約金を定めた条項といえます。

そして、貴社が、消費者に対し、その未払額の2倍に相当する金員を割増金として請求することは、消費者契約法9条1項2号に違反するものといえますので、本件約款55条につき、使用停止もしくは適切な条項への修正を求めます。

以 上

《本件に関する問合せ先》

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会  
事務局 清水

TEL : 048-844-8972/FAX : 048-829-7444